

国民の声に対する対応状況(平成30年度上半期分)

対応可能なもの

(2件)

【意見・提案を受けて対応したもの】(1件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>先日、札幌刑務所(女子刑務所)へ面会に行きました。</p> <p>差し入れもしようと売店へ行ったのですが、売店だけ異常にぼろい建物でびっくりしました。刑務所の他の建物は最近新築したそうですが、ここだけ取り残されたように何十年前の建物と思われる、今にも倒れそうな建物でびっくりしました。</p> <p>単にぼろいだけではなく入り口のガラス戸は私の力では重くて開けられませんでした。無理に開けようとしたら外れて倒れてきました。</p> <p>とっさに手で受け止めたので事なきを得ましたが、もしかしたら倒れた戸に当たって怪我をしていたかもしれませぬ。ガラスに頭を突っ込んだりしていたら大怪我をするところでした。</p> <p>売店の方に聞いたところでは刑務所に言っても直してもらえないのだそうです。</p> <p>これはいかがなものでしょうか？刑務官が勤務する刑務所ばかり新築でぴかぴかにきれいな庁舎。面会者などが訪れる売店は前時代的なぼろぼろの建物で戸は開かずに怪我しそうになるような危険な建物。</p> <p>せめて入り口の戸くらいは早急に修理すべきだと思いますがいかがでしょうか？大至急検討願います。</p>	<p>矯正施設の維持管理に関する御意見です。</p> <p>御指摘いただいた扉について、スムーズに開閉できるように改善いたしました。</p> <p>なお、当該建物自体、老朽化しているため、建て替え、移転等を検討中です。</p> <p>再度このような事象が生じないよう、当該建物に限らず、引き続き全国の矯正施設の維持管理に努めてまいります。</p>

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】（1件）

意見・提案の概要	対応状況
<p>向島住民です。                      学校警備への対応で、以下の税金が使用されていると思いますが、費用対効果に疑問を感じます。                      ・担当刑務官への出張手当等諸手当                      ・向島までの出張の交通費                      ・24時間体制での警備実施のための宿泊費                      ・24時間体制での警備実施のための、時間外、深夜割増                      地域住民としては、事態の抜本的な解決を望んでいます。                      学校警備により、仮に学校が100%安全であると保障されたとしても、学校と生徒宅をつなぐ通学路の安全は保障されておらず、刑務官の存在の有無に関わらず、保護者の付き添いや集団登下校が行われているのが実情です。                      もともと学校には大勢の大人である教師がおりますし、学校に脱走犯が侵入してきた場合はともかく、警備中の刑務官の前の一般道を脱走犯が歩いていたとしても逮捕権を持たない刑務官は確保すらできません。                      それよりは、保護者や地域住民の負担軽減に繋がる行動を行っていただきたい。                      事態に責任を感じ、解決をお考えであれば、形だけで効果の少ないパフォーマンス的な学校警備などを行うより、公の官庁の方々は横の連携が苦手とは推察しますが、警察の捜査に協力して脱走犯の確保に尽力する方がよほど効果的かと思えます。                      そもそも今一番求められているのは、同様の事案の再発防止であって、受刑者の管理、監視を行う刑務官を減らしてまでこのような施策を採られるよりは、各刑務所の警備管理体制を見直すのが先決ではないでしょうか？</p>	<p>刑事施設から被収容者逃走時の対応に関する御意見です。                      これまで、各刑事施設においては、被収容者が逃走した場合に備え、事前に、警察等の関係機関との間で協力、連携等について協議するなどして、適切な対応体制の構築に努めてきたところであり、松山刑務所大井造船作業場から受刑者が逃走した事件に際しては、警察の捜査に可能な協力をしつつ、地域の方々の要望を踏まえ、学校警備等の対応を行ったところではあります。                      また、同事件を受け、全国の刑事施設における逃走防止対策の点検を行い、適正な保安警備体制の維持に努めております。                      今回、頂きました御意見につきましては真摯に受け止め、今後も、再発防止に努めてまいります。</p>

現時点では対応困難なもの

(8件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (8件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>先日より数度に渡って、京都地方法務局木津出張所において、土地登記に関する手続きを行った際、その手続き内容が極めて煩雑であるにも関わらず、同所職員の対応が二転三転する事で時間を著しく浪費するという事態になりました。</p> <p>この間、ある職員からは誤った情報を伝えられる事で、本来不要な書類を用意させられそうになり、取得直前にいぶかしんだ職員から制止される事で、無用な手続きを行わずに済むといった顛末すらありました。</p> <p>他にも当初の説明と異なる書類が必要である事をこちらから問い合わせられてから言い直すなど、職員の適性はもとより、業務構造に疑念を抱かざるを得ません。</p> <p>このように複雑な手続きこそ、ガイドラインやパンフレット等、手続きする側が一読すれば手続きを行える資料を作成し、職員がスムーズな業務処理を行う事で無駄を減らしたり、機械化によって誤った情報を伝えるような錯誤を減らす事を急ぐべきであると考えます。</p> <p>初期費用こそ掛かりますが、これによって無駄になっている人件費や施設費等は確実に軽減出来るものとして、意見を送らせていただきます。</p>	<p>法務局の登記手続に関する御意見です。登記手続に関して、いただきました御意見も参考として、適正な登記事務処理をすることができるよう、職員の御案内等のスキルアップに努めてまいります。</p>
<p>入国管理局について、人権侵害のために税金を使うのはやめてください。</p>	<p>入国管理局に対する御意見です。御指摘の人権侵害の内容が明らかではありませんが、引き続き適切な予算の執行に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>外部団体の資格を公金にて取得して施設内で活用することは問題ないが、それにとどまらず、資格を初級から中級にレベルアップさせ、更にはトレーナー認定を受けるに当たり、公金を使用することは疑義がある。施設内にて活用するだけであれば、初級で問題ない。</p> <p>また、公金にて取得した資格を名乗り、外部団体の中枢を務めたり、自ら率先して研究会を作り、活動すること、ましてや、講演活動や執筆活動をして手当をもらう行為は、公金の使い方として問題がある。資格を自費で取得し、すべての活動を自費で行なっていれば問題ない。</p> <p>以前であれば、SST(ソーシャルスキル・トレーニング)で、最近であれば、動機づけ面接法やセカンドステップがこれに当てはまるのではないか。この技法は、誰々と言われるようになってくると、公金と私費の間で逸脱が起こっていると思われる。</p>	<p>職員の資格取得に関する質問です。</p> <p>職員が職務上必要な専門的な能力を向上させるために、資格等を取得させるための予算措置がなされています。</p> <p>取得する資格のレベルが初級以上になることは、資格取得により得た知識や技術を他の職員に還元していくことを考えれば、必要な場合もあるものと考えております。</p> <p>また、資格取得により得た知識や技術を維持し、向上させていくためには、外部団体等で活動することも必要になる場合もあると考えており、講演活動や執筆活動により手当等を得ることにつきましても、兼業の許可申請や贈与等の報告を適切に行っております。</p> <p>公費による資格取得等につきましては、職員が職務上必要な能力を向上させるために行っていることを、御理解願います。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては、真摯に受け止め、今後の矯正施設の運営の参考にさせていただきます。</p>
<p>死刑囚をいつまでも生かしておくのは税金の無駄遣いだ。</p> <p>平成のうちにどんどん執行してもらいたい。</p>	<p>死刑確定者に対する刑の執行に関する御意見です。</p> <p>一般論として、死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰でありますので、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に判断し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて法務大臣において死刑執行命令を発することとされており、慎重かつ厳正に対処するものであることを御理解願います。</p>
<p>先日医療刑務所についての動画を見ました。そこで思った事は医療刑務所が必要なのかということです。</p> <p>罪を償う為に囚人を生かすと言っていましたがその為に私達の税金が大量に使われている事に腹が立って仕方ありません。そこで暮らす囚人は寝てても食事が運ばれてきて、無料で医療を受けられています。</p> <p>世の中には罪を犯してもいないのに家庭の事情等でろくな医療すら受けられない人もいるのに。囚人にも人権がある、それが不条理に思えてきます。これこそ税金の無駄だと思えます。</p> <p>こんなことに税金を使うのではなく恵まれない子供達や罪を犯さず生きている国民の医療費等に使っていただけないでしょうか。</p> <p>私の友人に姉が殺されて犯人が服役中の人がいいますが、この話をしたところ私と同じ意見であると言ってくれました。</p> <p>被害者全員が私と同じ意見ではないとは思いますが、少なくとも私と同じ意見の人はいると思います。</p>	<p>刑事施設に入所している被収容者への医療に関する御意見です。</p> <p>医療刑務所を含む刑事施設は、被収容者を強制的に収容する施設であり、被収容者は、行動の自由を制限され、自己の健康管理や疾病の治療を自分の力で成し遂げることは困難です。</p> <p>また、刑事収容施設法第56条には、「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と規定されています。</p> <p>このようなことから、刑事施設における保健衛生上及び医療上の措置は国の責務であり、国の費用によって行われることが明らかにされています。</p> <p>今後とも引き続き、関係法令に従い、適正な矯正施設の運営に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>所有者不明土地問題対策事業について、財産を所有している方と行政の不手際で起きた問題なら当事者、相続人、担当官に実費負担等の請求を必ず行なって下さい。</p>	<p>所有者不明土地問題対策に関する御意見です。所有者不明土地問題につきましては、国民の皆様からの御意見等も参考にしつつ、関係省庁とともに取り組んでまいります。</p>
<p>入国管理局においては、平成29年10月18日から、羽田空港の上陸審査場に顔認証ゲートを3台先行導入し(9月1日にはもう少し台数が増えていた気がしますが)、日本人の帰国手続で運用されているところですが、従来(導入前)に比較し入国審査場の待ち時間が明らかに増大し、混雑の状況がひどくなっております。</p> <p>私は月に一回程度国際線を利用します。中途半端なゲート数の導入ではなく、抜本的なゲート数の増加で対応しない限り実質的な効果は全く望めないと思います。言い換えると中途半端な予算の執行は、実効果からみると無駄遣い、となります。</p> <p>ぜひ、早急な対応、すなわち予算がないなら全て撤去、予算があるならせめて20台程度にゲート数を増やす。をお願いします。</p> <p>限られた人材資源は外国人の入国をスムーズにするために使い、日本人は並ばせられても喜んでハイテク機器を使うだろう、などとよもや考えている訳ではないことは十分理解しております。</p> <p>また、これは私個人の意見だけでなく平成30年9月6日夜、平成30年9月7日朝に利用した同僚も同じ感想を持ったことから頻発する事案、感想であると思います。併せて、本件の影響は指紋認証ゲートのやはり中途半端な導入の際の一部の利用者による不満の比ではないことを申し添えます。</p>	<p>入国管理局における審査待ち時間に関する御意見です。</p> <p>入国管理局では、平成29年10月から、羽田空港の上陸審査場に顔認証ゲートを3台先行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始しました。また、平成30年7月には、同審査場に顔認証ゲートを本格導入し、現在、10台で運用を行っているところですが、多くの便が到着するなどして、日本人の旅行者で混雑している場合には、日本人用に有人ブースを開設するなど柔軟に対応し、御不便をお掛けすることのないように努めて参ります。</p> <p>また、今後、羽田空港における日本人帰国者数の動向や、顔認証ゲートの運用状況を踏まえて増配備の必要性について検討して参ります。</p> <p>今後とも入国管理局行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>死亡した兄の中国人妻は、私たち親族に対し「泥棒」「人殺し」と暴言をはいても、配偶者ビザから定住者ビザへの資格変更が許可された。入国管理局には何度も足を運び現状を訴えてきた。</p> <p>弁護士や行政書士からは「3年日本に住んだら資格変更は通る」と言われた。</p> <p>入国管理局の審査とは何か。3年日本に住めば許可されるのであれば入国管理局に審査担当者など必要ない。</p> <p>日本人の安全より外国人を優先するのであれば入国管理局の費用は外国人が負担すればいい。私の税金を使われたくない。</p>	<p>入国管理局の在留審査に関する御意見です。</p> <p>一般的に在留資格「定住者」については、本邦への定着性や、家族状況、在留状況等を勘案して、「定住者」への変更の許可を判断することになっていますので3年間本邦に居住していれば許可となるものではありません。</p> <p>今後とも入国管理局行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>

職員の声に対する対応状況(平成30年度上半期分)

現時点では対応困難なもの

(1件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (1件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務局では朝礼を任意参加と言ったり、鍵当番に対しても賃金を払いません。完全なブラック法務局である。</p>	<p>法務局の超過勤務手当に関する御意見です。正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、その勤務時間に対して、超過勤務手当が支給されます。御意見のような事実は把握しておりませんが、今後とも関係法令に基づき、適正な支給を行ってまいります。</p>